

## 最終陳述要旨（治水及び利水）

2014年2月10日

東京高等裁判所第11民事部 御中

控訴人ら代理人弁護士 嶋田久夫

### 1 ハッ場ダムは、治水の観点から不必要である

治水対策の目標とされる八斗島地点におけるピーク流量は、毎秒15000 $\text{m}^3$ 程度であり、毎秒22000 $\text{m}^3$ であるとする国交省、被控訴人らの主張は過大すぎることに、また、ハッ場ダムの治水効果はないかあってもごくわずかであり、カスリーン台風と同様な洪水が再来しても対応できる堤防がほぼ整備されていること等に照らせば、ハッ場ダムが利根川の治水対策としてほとんど意味を持たないダムであることは明らかであり、群馬県がこれに建設負担金を支出することは違法というべきである。

ア 治水上の最大の問題点は、利根川の八斗島地点におけるピーク流量である。この点について、国交省、被控訴人らは、八斗島地点における実績流量は毎秒17000 $\text{m}^3$ であるが、上流部で大規模な毎秒5000 $\text{m}^3$ もの氾濫があり、したがってピーク流量は毎秒22000 $\text{m}^3$ となると主張していた。

これに対し、控訴人らは、群馬県などの利根川上流部で河川改修の事実も計画もないこと、利根川上流部で毎秒5000 $\text{m}^3$ もの氾濫事実はないこと、カスリーン台風後の経過により森林が復活し保水力が上昇していることなどから、ピーク流量は毎秒15000 $\text{m}^3$ 程度に過ぎず、ハッ場ダムを造らなくても対応できることを詳細な資料に基づき主張したところであるが、原判決は、控訴人らの主張をきちんと検討もせず、ピーク流量が毎秒22000 $\text{m}^3$ であると認めてしまった。

イ しかし、原審判決後の平成22（2010）年秋、国交大臣が「これまでの議論は、毎秒22000 $\text{m}^3$ ありきであって、その算出根拠資料がみあたらない」と発言し、国交省及び被控訴人らの主張が根拠のない虚構であることを認めるに至り、その数字の合理性を認めた原判決の誤りも明らかとなった。

その後、国交大臣の指示を受けた国交省は、日本学術会議に対しピーク流量の検討を依頼した。その審議の中で、国交省は新たな氾濫報告書を提出してきたが、氾濫調査をしたこともなく、急ごしらえで行った極めて杜撰な推定に基づく報告書であり、例えば、洪水氾濫が標高200mの丘陵地点にまで到達したというあり得ない推定に基づく報告であった。そのため、さすがに日本学術会議の検討委員会でもこの新氾濫報告書は資料として使用されなかったが、問題のピーク流量については十分な審議もされず毎秒22000 $\text{m}^3$ という数字を認めてしまった。

しかし、その計算上の根拠とされた貯留関数法の「新モデル」が合理性のないものであり、やはり毎秒22000 $\text{m}^3$ という数字は過大であることなどについて、控訴人らは資料に基づき控訴審において詳細に

主張しているところである。

控訴審においては、是非とも控訴人らの主張を受け止め、事実と資料をしっかりと検討し、合理的な司法判断をされるよう望む。

## 2 ハッ場ダムは、利水上の観点からも不必要である

群馬県はハッ場ダム建設の必要性を裏付ける水需給計画さえ策定しておらず、また、群馬県の水需要は減少の一途をたどっており、その需要に対応する十分な水源を有しているのであるから、利水上の観点からハッ場ダムの建設について群馬県がこれに参加する必要性はないのであるから、群馬県の建設費負担金の支出は違法というべきである。

ア 水需給計画の欠如について補足すると、群馬県の財政事情は厳しく、県債発行額は最近3年連続で毎年約400億円であり、累積債務額は約6900億円にも達し、将来世代の負担は極めて重い現実が存在する。このような状況下、群馬県は無駄な支出を抑えるべく、水需要の基礎事実をきちんと精査し水受給計画を策定し、これに基づきダム建設への参加の有無を判断すべきところ、他の都県と異なりこれを行わず、高度成長期の右肩上がりの甘い予測にたつて、漫然とダム建設に参加することは許されるところではない。

イ 今後の水需要の見通しについてみれば、平成9（1997）年度以降において群馬県上水道の一日最大給水量は明らかに減少傾向を示しており、今後においても既に始まっている県民人口の減少や節水機器のさらなる普及等によって、減少して行くことは誰の目から見ても間違いない。かつて、群馬県は人口200万突破を記念して映画の制作をしたことがあるが、最近では9年連続で人口減少が続き、200万を切り、昨年10月段階で198万台にまで減っている。

渇水による水不足の心配についても、過去取り上げられた渇水時においても近時の状況においても、日常生活にはほとんど影響がなかったし、ハッ場ダムが建設されていない現状でもその影響は極めて小さなものであった。

ウ 水需要の減少に対し、水源の存在についてみれば、十分に確保されている状態が維持されており、将来的にもこの傾向は続く。利水面でハッ場ダム建設の理由とされている非灌漑期（冬期）の広桃用水転用水利権は暫定水利権とされているが、長年にわたり冬期も取水を支障なく続けており、安定水利権と異なるところはない。農業用水転用利権について「冬期は取水権がない」との被控訴人らの主張はフィクションにすぎない。

エ 以上の事実についても、控訴人らが詳細な資料に基づき主張しているところであり、控訴審において十分に内容を吟味し判断するよう望むところである。

以 上